

運送業界の健康支援を生きがいに

63 大丈夫ですか? メンタルヘルス対策 過重労働によるうつ病は労災認定にも

うつ病患者は、いまや15人に1人と言われています。ひと昔前のうつ病は、「中高年男性のまじめな人」が多かったのですが、最近は、「新型うつ病」と言われ、「職場などの周りの人のせいにする」「休日は元気で彼女とデートしているのに、仕事になると発症する」「自尊心を傷つけられるとキレる」というような、うつ病患者も増えています。

◆「うつ病労災」が急増
うつ病は「数値測定」が困難なため、当事者・周りとも病気に気付くことが遅れ、自殺という最悪のケースを招くこともあります。さらに企業にとって一番恐ろしいのが、これが時として「労災」となることです。「まさかうつ病が労災? 冗談じゃない!」とお感じの事業主も

られるかもしれません。しかし、21年度の「精神疾患等による労災申請」は1136件もあり、15年度の2.5倍と大きく跳ね上がり、当然ながら認定件数も急増しています。

さらに自殺の場合は、遺族に1億円以上もの損害賠償金を支払わなければならないという判例(事業主の安全配慮義務違反)も複数出ています。いまや従業員の健康問題を放置(無視)する企業は、大きな損害を被らなければなりません。

◆長時間勤務はレッドカード
もちろん、すべてのうつ病が労災適用されるわけではありませんが、企業のリスクマネジメントとしてぜひ押さえていただきたいのが「過重労働」です。長時間労働

は、うつ病のみならず脳や心臓疾患のリスクも急増させるため、長時間労働との因果関係が認められれば、「事業停止」という厳しい処分になることもあります。これを回避するためには、「長時間労働をさせない」一方で、勤務時間や個人との対応の記録等を「きめ細かく・きっちり」残しておくことが最低限必要です。

◆予防と早期発見が重要
うつ病の症状は心身のあらゆるところに出現し、個人差が大きいという特徴があります。そこで、「ひょっとして、うつ病のサイン?」と、当事者や周囲が分かるように、「ストレス対策・30秒自己チェック!」ポスターを作成しました。ぜひ社内に掲示していただき、うつ病の早期対策にお役立て下さい。



ストレスチェックポスターのお問い合わせはOCHISまで



《全日本トラック協会・大阪府トラック協会 SAS検査受託機関》
NPO法人 大阪ヘルスケアネットワーク 普及推進機構(OCHIS)
理事 作本 貞子
TEL : 06-6965-3666
FAX : 06-6965-5261
E-mail sakumoto@ochis-net.com
HP <http://sas.ochis-net.jp/>

(今回は10月11月号に掲載)